中小企業破産手続の簡易化の実務と立法展望

---- 浙江省の実践を例として 2021年東アジア倒産再建シンポジウム第三セッション

HUANG JIANZHOU(黄建洲)、 DACHENG LAW FIRM (NINGBO) *

はじめに

現行の中国企業破産法では、中小企業のみを対象とする簡易倒産手続が設けられていない。しかし、このような取り扱いは中小企業の実際の状況とは相応しくない、倒産に陥っている中小企業は十分な司法支援を得られず、実効性のある倒産処理という目標は図られていない。倒産手続が長引くことは、利益の公正かつ衡平な配分を実現することがますます困難になるだけでなく、債権者・債務者の倒産手続に対する期待を低下させ、ひいては社会・経済秩序に多大な影響を与える。

新型コロナウイルスの流行が世界経済に大きな打撃を与えており、中国もその例外ではなく、パンデミックの影響で多くの中小企業が倒産に至った。このような背景の下で、中小企業が利用できる簡易手続の必要性が高まっている。

中国の倒産実務家は、中小企業の簡易な倒産手続に対する需要を十分に認識したうえ、裁判所を中心に実験と探索を始めた。実際には、浙江省、広東省、深セン市、江蘇省が有益な探究と試みを行っていたが、本稿では、主に浙江省における簡易破産手続の実務を素材にして、中国における中小企業の倒産手続の実務上と立法上の問題に焦点を当てている。

一、中小企業倒産実務の現状と問題点

中国の中小企業は、税収の 50%以上、GDP の 60%以上、技術革新の 70%以上、都市部の雇用維持の 80%以上に貢献しており、全国の企業の数の 90%以上を占めており、経済発展と社会の安定に重要な役割を果たしている¹。

浙江省は中国の中でも民営企業の活動が最も活発な地域であり、2020年に、浙江省

^{*} 翻訳:琉球大学法科大学院 張 子弦、京都大学法学研究科覃佳笛

¹ 国家税務総局《<工業和信息化部等部門関于健全支持中小企業髮/発展的若干意見>解読》, 2020 年 7 月 24 日, 出典:工業和信息化部, http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5154819/content.html

において、「776 万の経済活動主体の内、民営企業が 260 万あり、企業数の 92.3%を占める」と言われている²。浙江省の民営企業は主に中小企業であり、この経済構造に基づいて、近年浙江省で倒産した企業の大半も中小企業である。

大規模企業に比べて、中小企業は経済リスクにうまく対応できない場合が多い。その原因は、中小企業を取り巻く環境の悪さ、規模の小ささ、さらには資本金の少なさ、市場シェアの小ささにある。その結果、中小企業が立場的に弱くなり、資金調達の能力が低くなる。市場リスクに直面すると、中小企業はそれに抵抗できず、倒産状態に陥る可能性が高くなる。

中小企業が倒産手続を利用する意欲が低下する原因としては、以下の理由が挙げられる。すなわち、①債権者に対する弁済率が低いことが予想され、個別弁済によってより多くの弁済を受けられることが好ましい、②倒産手続が終結するまでの所要時間が長い、③倒産手続にかかる費用が高い、④倒産手続に必要な費用を払えない、特にそもそも手持ちの資産がゼロになった場合である、⑤債務者の株主や実質支配者は倒産した場合に責任を問われることを恐れている、などがある。社会秩序を回復するために、中小企業が倒産手続を利用する意欲を高める必要がある。倒産処理の期間を短縮し、手続コストを軽減するためには、実用的なアプローチが必要である。

ビジネス環境現状 (2019 年) のデータにより倒産手続に関する評価において上海と北京の倒産処理期間は 1.7 年である³。倒産処理の所要時間は平均 1.7 年に至っている。これは、中小企業にとって明らかに過重な負担であり、中小企業の出資者の再起にも深刻な影響を与える。一方、浙江省寧波市における 400 件以上の、終結した倒産事件の平均的な所要時間は 290 日である。これは主に、地方政府が倒産処理期間を短縮するための対策と、簡易手続を通じて図られているものである。

二、浙江省における中小企業の破産手続の簡易化の実践

中国各地で行われている簡易倒産手続は、大きく 2 種類に分けられる。一つは、簡 易倒産手続について概括的な規定しか置かれていないものである。例えば、2020 年に 最高人民法院が公布した「最高人民法院関于推進破産案件依法高効審理的意見(和 訳:法に基づいて破産事件の効率的な審理の促進に関する最高人民法院の意見)」では、

² 浙江省情経済社会発展 http://tjj.zj.gov.cn/col/col1525492/index.html

^{3 「2019} 年ビジネス環境の現状」(中国語原文表記:《2019 年营商环境报告》) 87 頁、91 頁。

事案が簡単な事件を迅速に処理するための仕組みを定めている⁴。同意見において、倒産債権の内容が明確であり、債務者の財産状況が明瞭であり、事案が簡単である破産・和解事件については、人民法院は迅速化した処理方法を適用することができる」という原則が明記されているが、具体的な措置や処理方法は定められていない。

もう一つは、原則だけでなく、一連の具体的な規則が定められている取り扱いであ る。浙江省を例とすれば、2013年6月に、浙江省高級人民法院は「関于企業破産案件 簡易審若干問題的紀要(和訳:企業倒産事件の簡易手続をめぐるいくつかの問題に関 する議事録)」を公布した。同紀要において、「企業倒産処理において、手続の効率性 に対する意識を高める、現行企業破産法の枠組みにおいて手続を簡易化し、法定の期 限内の手続期間を短縮し、財産申告、確認、評価、競売の手段を革新し、倒産債権者 その他の利害関係人の経済的負担を軽減し司法を利用するコストを削減する必要があ る」と定められている。また、「基層法院が受理したその他の企業倒産事件について は、内部管理上の処理期限を受理決定後 6 ヶ月とし、そのうち、簡易手続の管財人の 方式を採用する企業倒産事件については、内部管理上の処理期限を受理決定後 4 ヶ月 とする。内部管理上の処理期限内に処理ができなかった企業倒産事件については、内 部管理上の処理期限満了後5日以内に本院に届け出を出さなければならない。」と定め られている゜。そのほか、倒産手続の簡易化を組織的に推進するために、「関于企業破 産財産変価、分配若干問題的紀要(和訳:倒産企業財産の換価と配当をめぐるいくつ かの問題に関する要綱)」、「関于規範企業破産案件管理人工作若干問題的意見(和訳: 企業倒産事件における管財人の業務の標準化に関するいくつかの問題に関する意見)」 が公布された。

浙江省高級人民法院の指導の下、浙江省における各地方の法院は多く実務上の試みを行い、多くの規則を公布した。これらの規則は、簡易審理の原則、事件の範囲、管轄、裁判体、手続期限について定めている。また、簡易手続の費用、送達、財産調査などの問題についても定めており、実用性が高いのである。

浙江省における簡易倒産手続の全面的展開は、地方政府が倒産手続の運営に対する 支援で実現した。浙江省政府は、2019年以降、様々な通達を公布した⁷。これらの通達

^{4 《}最高人民法院関于推進破産案件依法高効審理的意見》(法発 [2020] 14号)を参照。

^{5 《}浙江省高級人民法院<関于企業破産案件簡易審若干問題的紀要>》1条を参照。

^{6 《}浙江省高級人民法院<関于企業破産案件簡易審若干問題的紀要>》5条を参照。

⁷《中共浙江省委全面依法治省委員会関于加強綜合治理從源頭切実解決執行難問題的実施意見》;《浙江省実施優化営商環境"10+N"便利化行働方案(2.0 版)(浙委発改体改 2020276 号)》;《浙江省加快完善

は、法院が簡易倒産手続の利用を支持し、政府と法院の連携を最適化・強化する。また、管財人協会の設立を推奨ないし支持し、各地方での倒産支援基金を設立することと、倒産手続を専門化することを支援する。それに加えて、税制や法人登記簿の閉鎖などにおいてより便利な条件を提供する。この一連の取り組みは簡易倒産手続の処理を大いに促進している。

そのほか、浙江省地域の倒産事件のオンライン化・IT化を推進する。浙江省では、オンライン司法競売のプラットフォームを倒産債務者財産の換価の主な手段として採用することを通じて、倒産債務者財産の換価を最適化し、競売の競争度と落札率を高め、財産換価の効率と売却価格を向上させる。

倒産処理においては、債権者集会をオンライン化し、オフラインの会場での集会をオンラインの集会に置き換えることを通じて、債権者の集会に参加するための出費を節約するとともに、債権者集会の効率化が図られている。同時に、多くの法院が倒産オンライン作業プラットフォームを設けており、裁判所、管財人、債権者が共通の作業プラットフォームを共有して倒産事件に参加し、処理することができる。これによって、裁判所の管財人の倒産処理に対する監督を全面的に実現し、倒産処理の透明性と参加性を向上させ、すべての関係者の間のコミュニケーションのコストと時間を削減し、倒産処理の効率をより向上し、コストを削減することが実現できた。

三、中小企業のための簡易倒産手続の実務

最高人民法院は、各地方の法院に対し実務上の経験をまとめ、簡易倒産手続の制度 化と標準化を徐々に実現するよう求めている⁸。制度化・標準化を実現するために、簡 易倒産手続について以下の問題を解決すべきである。

(一) 簡易倒産手続の核心原則

中国の企業破産法においては、簡易倒産手続について定めておらず、既存の簡易手続は、地方の法院による模索と試行に基づいている。現行の実務における倒産手続の簡易化の基本原則は、現行法の枠内で簡易化し、簡易化の適法性を確保することである。簡易倒産手続は現行法の原則と立法趣旨を遵守しなければならず、特に、倒産手続は本質上包括的で平等的な債務弁済手続であり、簡易化は倒産当事者の利益と手続

市場主体退出制度改革工作要点(浙発改財金[2021]41号)》。

^{8《}当前破産審判工作必須把握的十個問題》人民法院報 2018年4月4日。

参加権を侵害しておらず、むしろ保護しなければならないことを把握しておかなければならない。例えば、企業破産法においては、債権の届出期間は30日以上でなければならないと定められているため、簡易化によってそれを短縮してはいけない。また、簡易化によって債権者集会をなくすことは許されない。債権者集会の開催方法を最適化することのみを通じて時間・コストを削減する。簡易化によって債権者の議決権が損なわれることも許されない。

「通常の倒産手続も迅速性を追求するものであり、簡易倒産手続における簡易化は 恣意に行われることができないものである。倒産手続の簡易化の重要性を強調する一方で、法に基づく簡易化とイノベーションとのバランスを取らなければならない」。。 浙江省の倒産実務では、どのような業種の企業であっても、どのような倒産手続であっても、適法を前提に簡易倒産手続を実施することができ、企業の種類や規模を問わないのである。このような倒産手続の迅速化を追求する理念はやや超越的である。 筆者は、今後の倒産法改正においては、中小企業の倒産には、まず簡易手続を原則とし、通常手続を例外とすべきである。ただし、手続進行中に簡易手続を適用することが不適切であることが判明した場合には、通常の手続に戻すことができるとすべきであると考える。

(二) 簡易倒産手続の類型化

どのような倒産事件が簡易手続に適しているかについては、温州法院は、「事実関係が簡単明瞭であり、債権の内容が明確であり、手続当事者の対立が激しくない倒産であって、また次のいずれかの条件を満たすものである。(1)債務者の資産および債権者の数が少ない場合、(2)債務者財産をもって手続費用を支弁するのに不足する可能性がある場合、(3)手続開始申立人、被申立人およびその他の主要な手続参加者が、簡易手続について合意した場合、(4)債務者とすべての債権者との間に債務の弁済について合意した場合(5)その他簡易手続が適切な場合。」と定めている。他方で、簡易手続を認めない事由としては、(1)社会秩序の安定に重大な影響を及ぼすおそれがある事件、(2)裁判所が職権で再生手続を開始した場合、(3)その他の簡易手続が適切でない場合、が定められている。

「寧波奉化区人民法院関于破産案件簡化審理程序的若干意見」が提案した(簡易手

⁹徐建新(編)『破産案件簡化審理程序探究』人民法院出版社 2015年1月版 95頁。

続を適用するための)基準は、「事実関係が簡単明瞭であり、債権の内容が明確であり、債務者の財産状況が明瞭な倒産事件」である。また、「法律に基づき手続を追行し、利害関係人の利益を侵害しないことを前提とし、法律で定められた手続期間の基準を守らなければならないこと」を強調した。これに対して、奉化法院による規則は、簡易審理を適用する事件を4種類追加する¹⁰。(1)執行可能な財産がない場合、執行手続から倒産手続へ移行する場合、(2)債務者の主要な財産、帳簿、重要書類が滅失しもしくは主要な経営者の所在が不明であり、かつ、他の財産を発見できない場合、(3)債務者の営業許可が取り消されたが清算されておらず、かつ他の財産を発見できない場合(4)管財人が引き継いだ弁済原資になる財産の価値が200万元以下であって、かつ債権者数が20人以下の場合、である。

他方で、簡易手続を認めない場合として、(1) 訴訟による債務者財産を回収する必要がある場合、(2) 債権が複雑であって、債務者の財産状況が明瞭ではなく訴訟や監査によって判断する必要がある場合、(3) 債務者財産の権利に瑕疵があり、処分が困難な場合、(4) 従業員の再就職を伴うものであって、事件の処理に潜在的なリスクがある或いは社会秩序の安定を維持するには重大なリスクがある場合、計4種類を追加する。

温州中級人民法院と奉化人民法院の簡易倒産手続の適用事件の種類化は、いずれも裁判官が簡易化した手続を応用する際の経験に基づいてまとめたものである。いずれも、倒産事件における債務者財産と債権関係が明確であり、倒産事件における紛争が管理可能なものついては、簡易手続を適用するものとしている。一方、債務者財産の処分が困難であり、債権関係が複雑であり、事件の処理に潜在的なリスクがあるような倒産事件については、簡易審理の適用を除外するものとしている。簡易倒産手続の類型化を分析すると、簡易手続の適用は、簡易手続に適合な倒産事件に限られることがわかる。簡易倒産手続は、倒産の迅速性を追及することが目的であり、簡易化された手続によって実質的な権利を消滅させるわけにはいかない。簡易手続に適合しない事件は、通常の手続によって債務を整理するしかない。

(三) 債務者財産がない場合の破産処理

中小企業の倒産の多くは債務者財産がない事件であり、強制執行手続の不奏功によ

¹⁰ 温州中級人民法院が公開した《関于試行簡化破産案件審理程序的会議紀要》(温中法 [2013] 54 号)を 参照。

って破産手続に移行された事件のうち、債務者財産がない案件が多い。手続の効率性 を高めるためには、財産のない場合に簡易手続を適用する必要性がより一層高められ てきた。

理論的には、債務者財産がない事件には 2 つの場合が含まれる。第一に、債務者財産が相対的に存在しない、つまり、債務者企業に流動性がなく、手続費用を支払うことができない、または、債務者企業には担保付きの財産しかなく、しかもそれが貸倒れの場合である。第二に、債務者財産が完全にないということは、債務者企業には無形資産や有形資産を含む財産がいっさいない場合である。実際上「ゾンビ企業」や「三無企業」(人員無し、財産無し、帳簿無し)のことも指している¹¹。

債権者が弁済を受けられず、手続費用さえも支弁できない事案も多くなってきている。管財人はこれらの事件を処理するには、自ら費用を支払わなければならないことが多く、利益を上げることは困難である。このような事件に対しては、債権者、債務者、管財人のモチベーションは上がりにくい。一般債権者にとっては、破産手続では弁済を受けることができないし、ましてや弁済計画の決議においては一般債権者の議決権をもって抵当権者が譲歩するように交渉する。このような状況に陥った場合、倒産手続自体の進行も遅れることになる。中国企業破産法によれば、弁済計画は2回の債権者集会を経て可決されない場合にのみ認可決定を出すことができる。

「三無企業」の破産事件においては、管財人が多くの困難に直面している。会社から関連情報にアクセスできないため、管財人は債務者企業の財産の調査するために、より多くのリソースを投入する必要がある。このことは、管財人が、商工会議所、不動産登記機関、自動車管理機関、税務署などから必要な情報をすべて入手する必要があり、負債状況の確認がより困難になるということを意味している。

特に問題となるのは、債務者企業が関わる銀行の取引記録の照会である。銀行は顧客のプライバシーを保護しているため、管財人による照会要求を常に拒否し、代わりに法院の職員による照会要請を要求することが多い。これは、間違いなく法院の資源を大いに無駄にし、時間的コストを増加させることになる。情報の非対称性により、たとえ管財人が多くの仕事をしたとしても、債務者企業が債務逃れのために倒産手続を利用しているのではないかという債権者の疑念を払拭することは困難である。

そのため、債務者財産がない破産事件についての制度をより完備させる必要がある。

7

-

¹¹ 鞠海亭(編)『維護金融安全的破産審判路径』2019年2月第一版101頁。

筆者は、債務者財産がない倒産事件についても簡易手続を優先的に適用すべきであると考える。また、債務者財産がない場合の倒産処理については、管財人が債務者企業の財産に対するデューディリジェンス(中国語原文表記:企业资产尽职调查)を完了した後、債権者集会や裁判所に対して十分な説明を行った後、第一回債権者集会の議決を経て、裁判所が破産手続の開始を宣言し、配当計画案を作成することができると考える。

「三無企業」(人員無し、財産無し、帳簿無し)の事件において、債務者企業が手続 費用を支弁できないことが判明した場合、管財人が債務者企業の財産についてデュー ディリジェンスを終えた後、手続の費用を支弁できないことを確認することを前提に、 中国企業破産法 43 条 4 項により、「債務者の財産が破産費用の弁済に不足していると き、管理者は人民法院に破産手続の終了を提起しなければならない。人民法院は、こ の請求を受け取った日より十五日以内に破産手続を終了する決定をし、併せて公告し なければならない」という規定に基づき、裁判所は、倒産事件の終結を決定する(た だし、債権者または利害関係人が手続費用の立替払いに同意した場合は、倒産手続を 終結させないこともありえる)。しかし、このような場合には、裁判所はかかる決定の 中に、このことに対する株主、取締役、実質支配者の責任を明確し、債権者に対して、 責任を負うべき「有限責任公司」の株主、「股份有限公司」の取締役(訳者注:中国に おける「有限責任公司」と「股份有限公司」はいずれも会社法上の会社(有限責任) である。両者の区別は、後者の会社の資本が株式化したことにあり、つまり、後者を 最も日本法上の株式会社に近いものとして考えて良い。)、支配株主、支配人などの責 任を負う者に対して債務者企業の債務についての連帯責任を追求するために、個別に 訴訟を起こすことができることを告知すべきである。上記の者が「詐欺破産、債務か ら逃れ」および偽装出資、出資の払戻しなどの犯罪が疑われる行為を行っていること が判明した場合、警察署に移送し、法律に基づいて捜査されることとすべきである¹²。

(四) 管財人の職務履行の保障

管財人は倒産手続の担い手として、その成否と効率において重要な役割を果たしている。簡易の倒産手続において管財人の役割をよりよく果たさせるためには、管財人に一定の権限を与える必要がある。管財人が十分な情報を入手し、事実を調査するた

¹² 徐建新「創新破産審判方式助推経済転型升級従百年薬企海鶴薬業破産重整案件談温州法院破産審判」中国審判 2013 年第 11 期。

めのツールを多く入手できるようにするためにも、管財人の調査権を尊重する必要がある一方で、行政機関による協力も必要である。さらに重要なのは、管財人の職務遂行の効率を向上させるための行政機関の協力である。

また、債務者企業情報を収集するためのインターネットと IT 化技術の利用促進は、管財人の調査コストを削減し、調査の効率を向上させるための有効な手段である。浙江省開発改革委員会は、2021 年 8 月に「倒産手続における管財人の職務遂行の促進と確保および事業環境の改善に関する実施意見(意見募集案)」を公布した。同意見の第20条では、「情報の共有、伝達および倒産手続の IT 化改革を促進し、デジタル行政、デジタル経済とデジタル法治の統合を実現する。省レベルの包括的な金融サービスプラットフォーム、省の公的信用情報プラットフォーム、地方と全国の企業破産再建情報ネットワーク、国の信用情報共有プラットフォーム、国家企業信用情報公開システム、並びに金融機関、人民法院、および管財人との間の情報共有の促進、各利害関係人の情報伝達の利便性の向上、を強化すべきである」ということが提案されている。これらの政策は、倒産手続における管財人による職務遂行の効率を効果的に高めることに役に立つものである。

管財人にとっては、最終的に相当な報酬を得られるかどうかが重要であろう。 しかし、中小企業の倒産処理においては、管財人は場合によって全額の報酬を得られない可能性もある。債務者の財産が手続の費用を支弁するのに不足する場合、または執行手続から破産手続へ移行された場合、管財人にインセンティブを与えるために、各地方の行政機関と裁判所および管財人協会は、支援基金を設立することを通じて、管財人が被る損害の填補を試行している。例えば、浙江省のすべての地域では、このような基金を設立した。 しかし、基金の助成額は依然として管財人の損失を十分填補できず、行政機関や社会各界からのより多くの財政的支援が必要である。

(五) 出資者責任の位置づけと追及

中小企業の出資者 (株主) は、企業法人の利益と緊密に関係しており、お互いに保証を提供し、法人財産と支配株主の財産の混同が多くみられる。これは、大規模企業とは異なり、出資者 (株主) と企業が「息を合わせて運命を分かち合う」ほどの共同体である。そのため、中小企業倒産に伴う出資者または株主の個人債務問題の顕在化、あるいは、出資者 (株主) の債務問題は企業倒産をもたらす場合が多い。

企業の財政状態は、営業秘密の核であり、企業の債権債務を確認するための最も重

要な情報でもある。中小企業の財務情報は、上場企業のように開示されるものではない。倒産実務において、中小企業の倒産手続開始前、出資者(株主)、支配人と企業との間の財務関係を査定し、会社法人の出資者(株主)の倒産責任の範囲を決める必要がある。しかし、実務においては、企業の財務情報を入手することは困難である。会計帳簿が紛失したり、会計帳簿や情報の提出が拒否されたり、管財人に対して財政状況の説明を怠ったり、財産を隠蔽したりすることは珍しくない。

簡易倒産手続の適用は、債務者の協力がなければスムーズになれない。中国企業破 産法 127 条では、「債務者が本法規定に違反し、財産状況の説明・債務一覧表・債権 一覧表・関係財務会計の報告および従業員の賃金支払い状況と社会保険費用の未払い 状況の説明につき人民法院に対して提出を拒否しあるいは真実でない説明をしたとき、 人民法院は直接の責任者に対して法律によって科料に処す。②債務者が本法規定に違 反し、管理者に財産・印章と帳簿・文書など資料の引渡しを拒否または偽造し、ある いは関係財産その他不明である財産の使用状況の証拠資料を処分したとき、人民法院 は直接責任者を法律により科料に処す。」と定めている。しかし、このような規定は 概略的過ぎて強制力に欠けている。罰金だけでは十分な強制力もなく、簡易倒産手続 の適用を妨げがちであり、最終的には、簡易倒産手続の制度目的が実現できなくなる。 そのため、今後の法改正においては、債務者企業の法定代理人、会計責任者、および その他の経営者の協力義務を強化すべき、訓戒処分、拘留ないし刑事責任を新設する 必要がある。また、株主に同様の義務を課すことにより、株主や協力義務者が裁判所 や管財人に対して、企業の財政状況を誠実に説明するよう促さなければならない。こ のような立法改正ができた場合、故意または重大な過失により、財産の隠蔽など弁済 責任から逃げる行為がある場合は、株主とその他の責任者に対して、民事責任、行政 責任、刑事責任を追及することができる。

企業の倒産も出資者(株主)に一定の影響を及ぼすため、誠実かつ不幸な債務者が多くみられる。特に、出資者(株主)が会社法人の債務に保証を提供した場合、企業破産手続の終結から保証責任の免除は導かれず、その結果、株主の連鎖倒産が多発してきている。これらの株主にとっては、企業の破産手続を個人破産手続と結びつけることを通じて、個人の経済的再生のチャンスを得ることができる。2020年12月、浙江高等人民法院によって公布された「浙江省個人債務整理(個人破産)に関するガイドライン(試行)」(原文表記:《浙江法院个人债务集中清理(类个人破产)工作指引(试行)》)、および、2021年3月より深センで施行されている「深セン経済特区

個人破産規則」(中国語原文表記:《深圳经济特区个人破产条例》)は、中小企業の 出資者(株主)に経済的再生の可能性を付与している。

四、中小企業倒産手続の簡易化に関する立法の動き

中小企業の倒産において、簡易手続を適用するのは、社会の現実的なニーズと合致している。全国の司法実践と経験は、中小企業の簡易簡易倒産手続の立法のための良い基盤を固めた。全国各地の倒産実務経験を取りまとめることは、倒産手続の簡易化の進展にとって重要である。現行法における簡易倒産手続の欠如の問題は、中小企業の倒産手続の簡易化に関する改革と制度設計を妨げている。今後の倒産法改正において、この問題を解決する必要がある。中小企業向けの倒産手続の簡易化について、本稿では次のことがまずやらなければならないと考えている。

(一) 簡易倒産手続に関するする立法

簡易倒産手続のため独立の章を新設すること、一般手続と簡易手続の振り分け原則を明確すること、簡易倒産手続の具体的な規則を確立することが必要である。適用要件をはじめとして、管轄、裁判の形式、審級、債権者集会、債権者委員会の要否、および手続間の移行まで、すべては体系的な簡易倒産手続の構築にとって重要な要素である。例えば、これまでの経験に鑑みて、簡易倒産手続の結審期間は 6 ヶ月であり、債権届出の期間、公告期間を 15 日~30 日以内に短縮することが考えられる。また、簡易倒産手続においては、債権者委員会は設置せずに、債権者集会はオンライン会議を原則として、開催回数も1回に限定されるのが一般的である。

(二) 裁判 IT 化技術による倒産処理の合法性

倒産処理に IT 化の技術を使用することは、手続の事務処理の効率を改善するために明らかな効果がある。そのほかに、手続費用の削減、効率の向上、統計データの収集、および事件管理に大きな役割を果たしている。これらの効果は、昨年度の2月から、新コロナウイルス感染拡大の影響で普及されてきたオンライン裁判において証明されている。ただし、裁判 IT 化技術適用の正当性・妥当性は、明文規定によって確認されていない。そのため、今後の法改正においては、倒産処理の時間を短縮し、手続の効率を向上するためのであれば、簡易倒産手続においてオンライン会議を使用し、オン

ラインで債権確認、電子送達、公告などを、裁判所と管財人が行えるよう、明文規定 を講じる必要があるであろう。

(三) 債務者財産が手続費用に支弁できない場合の援助

中小企業の破産案件において、債務者財産が手続費用すら支弁できない場合が多いため、破産手続を進行させるための資金負担および長期間の事務処理の負担を管財人に負わせることは明らかに適切ではない。この問題を解決するための法律の欠如からすると、管財人が合理的な報酬を取得できない場合の、社会的補助金を受け取る権利を明確にする必要がある。それに加えて、各行政機関および管財人自治団体に対して、破産事件の管財人を支援するための支援基金を設立することを促し、基金および管財人団体が社会各界から資金および寄付金を得ることができるように、財産がない債務者であっても破産手続を利用できる長期支援のメカニズムを構築すべきである。

(四) 債務者(株主)の協力義務の明確化、詐欺破産罪に対する制裁の強化

簡易倒産手続を講じる目的は、手続費用などのコストを削減し、効率を高めることにある。これにより、中小企業は倒産手続の利用を通じて債務危機から脱出するか、市場から退出するかによって、通常の経済秩序の回復が図られる。ただし、企業債務や経営陣の責任を免れるための倒産手続の濫用を防止することも必要である。倒産手続の簡易化は、責任を軽減することを意味しておらず、逆にそれらの責任が厳しく考察されるべきである。そのため、今後の倒産法改正において、企業の法定代理人、会計担当者およびその他の経営陣の構成員、出資者(株主)の協力義務や法的責任、協力義務違反の場合の民事責任をさらに明確する必要がある。経営陣の構成員と出資者(株主)が詐欺破産罪を犯した場合、あるいはその他の会社利益を損なった場合には刑事責任が科される。そこで、管財人および利害関係人に、それらの刑事責任に付帯する損害賠償責任を追及する権限を付与することによって、(犯罪の金銭的コストを高めることで)刑事犯罪を予防することが考えられる。

要するに、中小企業は現代中国の経済社会において最も多い法主体として、その倒産手続を企業の規模や資産状況などに基づいて振り分けることは、手続の効率化・簡易化につながる。簡易倒産手続は、中小企業の倒産に適応するものである。現行法においては簡易倒産手続に関する明文規定が設けられていないが、実務においては簡易倒産手続を構築するニーズがあると言える。

中国の各地方裁判所の倒産実務、特に浙江省の倒産処理の実践は、中小企業倒産の

現実的な道筋と方向性を示している。各地の実践の経験を踏まえて、これからの倒産 法改正を機に、これまで企業破産手続に直面している様々な困難と問題を取りまとめ る必要がある。現行の企業破産法のもとに、IT 技術とインターネットの運用に基づい て、オンライン倒産処理の正当性を認め、最終的に、立法によって中小企業の簡易倒 産手続破産の長期メカニズムを確立することを目指す。